

農業土木工事における準備費の設計変更に係る運用

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県農林水産部が発注する工事において、除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される場合に、契約締結後、必要となる割増し経費を設計変更により計上する運用に必要な事項について定める。

(対象工事)

第2条 対象工事は、徳島県農林水産部が発注する工事のうち、「土地改良工事積算基準（土木工事）」を適用する工事（以下、「農業土木工事」という。）を対象とする。

(設計変更の対象経費)

第3条 設計変更の対象経費は、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年3月22日付け12農振第1680号農村振興局長通知）」（以下「算定基準」という。）における次の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

（実績変更対象経費）算定基準別表1「準備費の共通仮設費率の対象項目の3(1)及び(2)」のうち『伐開・除根・除草費』

(実施方法)

第4条 本運用の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、本運用の対象工事については、特記仕様書に対象工事である旨を記載するものとする。
- (2) 受注者は、「共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合」を参考にして、積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費に係る費用について、設計変更の協議ができるものとする。
- (3) 設計変更の協議を行う場合、受注者は、実際の費用が確定した段階ですみやかに、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した内容が証明できる書類（領収書、又は内訳書の妥当性を証明する書類）を添付して監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (4) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(3)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (5) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、入札参加資格停止等の措置を行う場合がある。
- (6) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

(実績変更対象経費の割合)

第5条 第4条(2)に示す「共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合」については、別紙のとおりとする。

(別紙)

実績変更対象経費の割合

工 種 \ 費 目	共通仮設費(準備費(伐開・除根・除草に要する費用))
ほ場整備工事	2.39%
農用地造成工事	4.94%
舗装工事	0.35%
道路改良工事	1.41%
水路トンネル工事	1.07%
水路工事	1.46%
排水路工事	0.39%
河川工事	3.42%
管水路工事	1.22%
管更生工事	0.29%
畑かん施設工事	0.56%
海岸工事	1.73%
コンクリート補修工事	0.67%
ため池工事	3.02%
その他土木工事(1)	0.77%
その他土木工事(2)	2.62%
フィルダム工事	
コンクリートダム工事	